

水道料金及び下水道使用料改定について

意見書（案）

令和 8 年 7 月 3 0 日

萩市上下水道事業審議会

目 次

●水道事業

1. はじめに	2
2. 意見内容	3
3. おわりに	4

●下水道事業

1. はじめに	5
2. 意見内容	5
3. 付帯意見	7
4. おわりに	8

添付資料

萩市上下水道事業審議会規程

萩市上下水道事業審議会委員名簿

萩市上下水道事業審議会開催経緯

●水道事業

1. はじめに

本市の上水道事業は、昭和12年の給水開始以来、市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与し、平成17年3月に萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の1市2町4村が合併し、各水道事業を新市に引き継いで運営してきたが、平成29年4月に、経営基盤の強化を図るため、1箇所の上水道事業、20箇所の簡易水道事業及び19箇所の飲料水供給施設を統合し、一つの上水道事業として事業運営を行っている。

旧上水道事業は、計画給水人口が5,001人以上の施設で、萩市の三角州を中心とした区域、旧簡易水道事業は、計画給水人口が101人以上5,000人以下、旧飲料水供給施設は、計画給水人口が100人以下の施設で、萩市内全域に区域は点在している。

旧上水道は昭和11年創設され、その後6回にわたり拡張事業を行い、未普及地域の解消に努めてきた。

旧簡易水道事業は昭和20年代から30年代に給水を開始した施設と、平成10年前後から整備された比較的新しい施設の2つのグループに大別される。

旧飲料水供給施設は、平成10年前後にそのほとんどが整備されている。

令和8年3月31日現在の水道普及率は98.4%となっている。

このような中、給水開始当初からの水道施設は老朽化が進んでおり、築造から89年を迎える上野配水池は、新たに中津江配水池として移転を行うための整備を平成30年度から進めているところである。

また、老朽化した管路の更新についても、中長期的な施設整備計画である「萩市水道事業ビジョン」に基づき、計画的に耐震化と更新を進めることとしている。

しかし、近年の物価高騰に伴う取得価額の上昇により、支払利息や減価償却費等の経費は大きく増加していくとともに、給水収益は、給水人口の減少や節水意識の定着により減少傾向にあり、今後も増加が見込めない状況にある。

このような状況のなか、本審議会では水道事業の安定経営に向けた協議を重ね、その結果について意見を述べるものである。

2. 意見内容

(1) 水道料金のあり方

本市の水道事業においては、平成23年10月の料金改定以降、約15年間料金を据え置き、経営を維持してきた。

水道料金は、基本水量までは定額の「基本料金」と基本水量の超過水量に応じて加算する「従量料金」の二部料金制で、「用途別」の料金体系を採用しており、平成29年の事業統合後も、旧上水道と旧簡易水道の2体系の料金体系を維持している。

公営企業は独立採算が原則であるが、現状では、(不採算部門である)旧簡易水道事業の経費の一部については一般会計からの繰入を行っていることもあり、平成23年の料金改定後から令和6年度決算までは純利益を計上しており、これまでの純利益を積み上げた繰越利益剰余金は約9億2千万円となっている。

(2) 水道料金の改定について

料金算定期間を4年間として、水道法や地方公営企業法により「能率的な経営の下における適正な原価」の基準とされている総括原価方式に基づき財政計画を策定した。

その結果、令和9年度以降、単年度赤字は発生するが、当面の間は、繰越利益剰余金で収支のバランスを維持しながら事業運営を行うことができると判断した。

以上のことから、水道料金については、当面の間、次期改定期間内において累積欠損金が生じないよう、繰越利益剰余金の推移を確認しながら、改定時期及び改定率を検証していくという萩市の方針に異論はないと考える。

しかし、大事業となる配水池整備事業の事業完了後には、減価償却費や支払利息等が急激に増加する見込みとなっており、安定した事業運営を継続するためには事業進捗に注視する必要がある。

3. おわりに

水道は、市民生活や産業・経済活動に欠くことのできないライフラインとして大きな役割を担っている。しかしながら、重要施設の耐震化や老朽管の更新など喫緊の課題への対応や、エネルギー価格等の高騰による維持管理費の増加等、事業運営に要する費用は年々増加傾向にあり、水道事業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続くと予測される。

事業運営にあたっては、令和8年に中間評価を実施した「萩市水道事業ビジョン」に基づき、計画的な管路等水道施設の更新や漏水調査の継続による有収率の向上を図るとともに、適正な水道料金水準の検討を行い、将来にわたり安心かつ安全な水道水を安定供給するため、弛まぬ経営努力を継続していくことを期待する。

(1) 給水料 () 内は税抜額 ※甲地区：旧上水道地区、乙地区：離島を含む旧簡易水道地区

用途別	基本水量	基本料金		超過料金		
		甲地区	乙地区	単位	甲地区	乙地区
家事用	10m ³ まで	935円 (850円)	1,210円 (1,100円)	1m ³ につき	121円 (110円)	126円50銭 (150円)
営業用	10m ³ まで	1,210円 (1,100円)	1,430円 (1,300円)	1m ³ につき	148円50銭 (135円)	154円 (140円)
官公署・学校用	10m ³ まで	1,210円 (1,100円)	1,430円 (1,300円)	1m ³ につき	121円 (110円)	126円50銭 (115円)
湯屋用	100m ³ まで	3,300円 (3,000円)	3,300円 (3,000円)	1m ³ につき	55円 (50円)	55円 (50円)
工場用	1,000m ³ まで	137,940円 (125,400円)	137,940円 (125,400円)	1m ³ につき	132円 (120円)	132円 (120円)
臨時用	1m ³ につき	330円 (300円)	330円 (300円)			
船舶用	1m ³ につき	275円 (250円)	275円 (250円)			
供用栓 (家事用)	10m ³ まで	935円 (850円)	1,210円 (1,100円)	1m ³ につき	121円 (110円)	126円50銭 (115円)
消防演習用	1回10分ごとに	330円 (300円)	330円 (300円)			

(2) メーター使用料 () 内は税抜額

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
1月につき	88円 (80円)	165円 (150円)	176円 (160円)	297円 (270円)	1,540円 (1,400円)	1,980円 (1,800円)	2,530円 (2,300円)

●下水道事業

1. はじめに

萩市では、下水道事業の管理運営において、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業・漁業・林業集落排水事業、特定地域生活排水事業、個別排水事業の計7事業を展開し、集合処理として25処理区（24処理場）および市町村設置型浄化槽2地区を運営している。

こうした取り組みにより、令和8年3月31日現在の汚水処理人口普及率は89.8%、汚水衛生処理率は85.7%に達し、地域の生活環境の維持向上に大きく寄与している。

一方で、事業の根幹となる下水道使用料は、人口減少等の影響により収入が減少傾向にある。公営企業は独立採算が原則であるものの、現状では一般会計から多額の収入不足額を補てんし収支を均衡させており、赤字決算を回避する代わりに事業の収支状況が見えにくくなるという課題を抱えている。

さらに、今後は整備の進展に伴い、新規整備よりも既存施設の老朽化対策が中心となる。萩市は多数の処理場を有し、耐用年数を経過した機械・電気設備も増加していることから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新が不可欠である。

本審議会では、これらの現状と課題を踏まえ、萩市の上下水道事業が将来にわたり持続可能な形で市民生活を安定的に支え続けるために必要な方策について慎重に審議を重ね、ここに意見を述べるものである。

2. 意見内容

（1）下水道使用料の在り方

萩市の下水道使用料は、市町村合併時に地域ごとで水量従量制と人数制が併存していたが、平成23年の改定では井戸水利用世帯の水量計測が困難であったため、平均使用水量22 m³と平均世帯人員2人の使用料を同額とすることで負担の公平性を図った。また、須佐地域では料金水準の地域差が大きかったことから、事業会計と市民負担の両面を考慮した調整を行った。

平成26年には井戸水利用世帯にも水道メーターを設置することにより、全市で水量従量制に統一された。

下水道使用料は、公正かつ妥当で、適正な原価を基礎として算定されるべきであり、地方公営企業法の独立採算制の原則に沿う必要がある。しかし現状では一般会計から多額の収入不足額を補てんしており、独立採算制の理念を十分に満たしているとは言い難い。このため、「萩市下水道事業経営戦略」に基づき、維持管理費の90%を使用料収入で賄う体系を目標とすることが適当である。

以上を踏まえると、萩市下水道事業の健全な経営と安定した汚水処理体制を維持するためには、負担の公平性と事業の持続性を確保する観点から、次のとおり、適切な使用料改定が必要である。

(2) 使用料算定期間

令和9年度から令和12年度までの4年間

下水道使用料の算定期間は、使用料対象経費を見通す期間として安定性と精度の両立が求められる。公共料金としての安定性を確保しつつ、長期化による精度低下を避ける観点から、一般的に3～5年が適当とされている。

この考え方を踏まえ、萩市では中間的な4年間を算定期間として設定する。

(3) 料金改定率

料金改定率16%

令和9年度から令和12年度までの財政計画を基礎として使用料対象経費を整理した結果、維持管理費に係る経費回収率90%を達成するためには、16%の料金改定が必要となることが確認された。

なお、今回の算定にあたっては、地方公営企業法に基づく総括原価方式を適用しつつ、現状において一般会計からの収入不足補てんに依存している実態を踏まえ、利益（資産維持費）を加算しないものとして算定を行った。

この改定により、20 m³使用世帯では約410円の値上げとなる。

使用料体系については、現行の二部料金制（基本料金＋逦増型超過料金）を維持し、改定率16%の配分方法として複数案を比較検討した結果、基本料金と超過料金を均等に改定する方式が最も公平性に優れると判断した。

また、改定時期が遅れるほど経費回収率90%の達成が困難となる。

(4) 使用料体系

萩市の下水道使用料は、10 m³/月までを基本水量とする基本使用料と、10 m³/月を超える排水量に応じて負担する従量使用料からなる二部使用料制を採用している。

従量使用料には、大量排水ほど単位当たりの処理単価が上昇する傾向を踏まえ、全国的にも一般的な逓増型料金を導入している。

今回の改定にあたっては、現行の料金体系を据え置くものとする。

(5) 使用料改定時期

令和9年10月1日

改定時期が遅れるほど経費回収率90%の達成が困難となり、より高い改定率が必要となることから、令和9年度での改定が最も適切である。

また、議会手続、市民への周知期間、料金システム改修等を踏まえると、令和9年10月1日からの適用が妥当である。

3. 付帯意見

将来の広域化・共同化について

広域化・共同化の可能性については、引き続き検討を進める必要がある。地理的条件から広域化は容易ではないものの、汚泥の共同運搬など、実施可能な範囲での共同化を推進することが望ましい。

未接続家屋の接続促進について

未接続家屋の接続促進は収益改善に寄与するため、継続的な啓発および訪問活動を実施する必要がある。高齢者世帯等、接続に不安を抱える世帯に対しては、丁寧な説明と支援を行うことが重要である。

4. おわりに

本審議会では、今後の健全な下水道事業経営に資するための方策として、適正な下水道使用料の在り方について、慎重に審議を重ね、その方向性を示した。

下水道は、市民生活の環境改善、公共用水域の水質保全、浸水対策などを担う重要な事業であり、これを維持継続していくことが上下水道事業管理者の使命であることは言うまでもない。

この意見を踏まえ、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、地方公営企業として適正な事業運営が図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供し続けられるよう、その使命を果たすことを期待するものである。

別表 1 現行使用料と改定案の比較

※（ ）内は税抜額

		現行単価	改定案	改定額	改定率
基 本 料 金		1,430 円 (1,300 円)	1,661 円 (1,510 円)	231 円 (210 円)	約 16%
超 過 料 金	超過水量① 10 m ³ を超え 20 m ³	154 円 (140 円)	176 円 (160 円)	22 円 (20 円)	
	超過水量② 20 m ³ を超え 30 m ³	176 円 (160 円)	209 円 (190 円)	33 円 (30 円)	
	超過水量③ 30 m ³ を超え 50 m ³	181 円 50 銭 (165 円)	209 円 (190 円)	27 円 50 銭 (25 円)	
	超過水量④ 50 m ³ を超え 100 m ³	203 円 50 銭 (185 円)	231 円 (210 円)	27 円 50 銭 (25 円)	
	超過水量⑤ 100 m ³ を超えるもの	209 円 (190 円)	242 円 (220 円)	33 円 (30 円)	

※税抜料金の改定案については、10 円未満を端数処理しています。

○萩市上下水道事業審議会規程

令和 7 年 1 月 2 3 日

上下水道事業訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 8 8 号）第 1 0 条第 2 項に規定する萩市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の要請に応じ、上下水道事業に関する重要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、1 0 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げるものにつき、管理者が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体が推薦する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第3条第2項第2号に規定する委員が会議を欠席する場合、会長は、当該委員の申出により代理出席を認めることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、上下水道局総務課において処理する。

（審議会の運営）

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和7年1月23日から施行する。

萩市上下水道事業審議会委員名簿

令和8年5月29日

No.	区 分	所 属	役 職	委 員	備 考
1	1号委員	山口大学大学院創成科学研究科	教授	朝位 孝二	会長
2	//	山口大学経済学部	准教授	佐藤 佳邦	副会長
3	2号委員	萩商工会議所	女性会会長	尾河 あおい	
4	//	萩消費生活研究会	会長	岩田 直子	
5	//	社会福祉法人萩市社会福祉協議会	事務局長	山本 真琴	
6	//	萩温泉旅館協同組合	理事長	吉村 龍一朗	
7	//	一般社団法人萩青年会議所	専務理事	松村 勇希	
8	//	萩阿武商工会	統括課長	渡部 弥寿江	
9	//	萩・阿西商工会	川上農林産物直売所 代表	横山 清美	

1号委員:学識経験者

2号委員:各種団体が推薦する者

3号委員:前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

任期:令和7年1月23日～令和9年1月22日

萩市上下水道事業審議会開催スケジュール

開催回数	開催年月日	議 事
第 1 回	令和 7 年 1 月 2 3 日	① 委嘱状交付 ② 会長・副会長の選任 ③ 上下水道事業の概要
第 2 回	令和 7 年 7 月 25 日	① 水道事業 ・水道事業収支の現状 ・水道施設の老朽化の現状 ② 下水道事業 ・下水道事業収支の現状 ・下水道施設の現状 ・社会資本総合整備計画（R2～R6）の事後評価
第 3 回	令和 7 年 1 0 月 8 日	① 水道事業 ・将来予測とその対策 ・料金算定の考え方 ・財政計画 ② 下水道事業 ・将来予測とその対策 ・使用料算定の考え方 ・財政計画
第 4 回	令和 8 年 1 月 2 2 日	① 下水道事業 ・使用料対象経費の算定 ・使用料体系の検討 ② 水道事業 ・水道料金の改定時期 ・方針案 【報告】萩市雨水管理統合計画の策定
第 5 回	令和 8 年 4 月 2 1 日	水道事業 ・水道ビジョン改定（案）
第 6 回	令和 8 年 7 月 3 0 日	水道料金及び下水道使用料改定に対する意見の とりまとめについて
第 7 回	令和 8 年 1 0 月 1 4 日	下水道事業 ・下水道料金改定（案） ・下水道経営戦略見直し（案）